

2019 年度 活動 助 成

募 集 要 項

募集期間：2018年10月1日(月)～2018年11月14日(水) 必着

<趣旨>

当財団は、2005年4月25日に発生した福知山線列車事故を契機に、「安全で安心できる社会」の実現に寄与することを目的に2009年に設立されました。これまで当財団では、その設立趣旨を踏まえ、事故や災害により被害に遭われた方々への心身のケアに関する支援をはじめ、様々な事業活動を展開しています。

事故、災害、不測の事態に対する備えや被害に遭われた方々への支援は多岐にわたります。グリーンケアやスピリチュアルケアといった心のケアをはじめ、リハビリテーションなどの身体的ケア、防災・減災に向けた対策、事故・災害時の救援・支援活動、そしてお互いが支え助け合っていくために必要な地域コミュニティやネットワークづくりなど、様々な分野に及びます。そこで、当財団では、それら広範囲に及ぶ活動を広く支援していくために公募による助成事業に取り組んでいます。本公募助成では募集テーマを限定せず、申請していただく方々に広く解釈いただき、当財団だけでは十分にフォローすることができない幅広い分野からの応募を期待しています。

また、本公募助成では、東日本大震災、平成26年広島市土砂災害及び平成30年7月豪雨(西日本豪雨)による災害に関する活動を特別枠として設定しています。これらの災害による被災者には、柔軟かつ長期的な支援が必要であることから、助成金を確保して特に募集しています。平成26年広島市土砂災害については広島県に、平成30年7月豪雨(西日本豪雨)による災害については広島県及び岡山県に拠点のある団体も募集対象としております。

当財団は、事故、災害、不測の事態に対する備えやその後のケアに取り組まれている団体の活動を公募により支援させていただきます。「安全で安心できる社会」の実現に向けた真摯な取り組みをされている皆様からの応募を心よりお待ちしております。

I 助成の概要

1. 助成対象活動

以下に掲げるテーマに沿った活動とします。

事故、災害や不測の事態に対する備えに関する活動（自主防災訓練、心肺蘇生法普及活動等）
又は
事故、災害や不測の事態が起こった後の心のケア（グリーフケア等）や身体的ケア（リハビリテーション等）に関する活動

特別枠 上記活動のうち、東日本大震災、平成 26 年広島市土砂災害及び平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による災害に関する被災地・被災者支援活動に対し、特別に助成枠を設定します。

※直接的ではなくても、上記内容に寄与する活動も含まれます。

- ◆上記テーマにおいて、地域コミュニティ形成に向けた新たな仕組みづくりや関係づくりなど、地域における連携やつながりを重視する活動も歓迎します。
- ◆もっぱら事故、災害に関する活動のみならず、それらに関連する活動や、結果としてそれらに関わる活動も助成対象となります。
- ◆継続助成について
前年度に当財団から助成を受けた活動についても申請を可能とし、当年度も引き続き当財団が助成を行う必要性が高いと判断した場合には助成を行います。
(同一活動への助成は、都度審査のうえ連続3回までとします。)
- ◆AED訓練器等助成事業との重複申請について
当財団のAED訓練器等助成事業にも申請することは可能ですが、それぞれの申請で行う活動内容が同じ場合は重複して採択はされません。AED訓練器等助成事業にも申請する場合は活動内容の違いの有無を明確にしてください。
- ◆**特別枠**について
 - ・東日本大震災、平成 26 年広島市土砂災害及び平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による災害の被災者には、柔軟かつ長期的な支援が必要である現状を踏まえ、被災者支援を継続的に実施していくために特別枠を設定し、助成金を確保したうえで、特に募集します。
 - ・特別枠であることから、上記記載の継続助成の回数等に拘らず助成を行います。
 - ・東日本大震災等の被災地での活動はもとより、近畿地区など被災地以外の地域における被災者に対する支援・救援活動も対象となります。
 - ・義援金募集（募金活動等）、救援物資の購入・送付活動は助成対象となりません。
 - ・当該活動を行うことで被災地の復旧・復興活動に混乱を招くことのないように、的確に情報収集を行ってください。
 - ・被災地や被災者の現在のニーズに即した活動を実施するように心掛けてください。

2. 助成対象団体（応募資格）

以下に掲げる(1)又は(2)の条件を満たす団体を助成対象とします。

(1)以下の条件を全て満たす団体

- ① 近畿2府4県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）に拠点のある非営利の民間団体（法人格の有無は問いません。）

※**特別枠**である平成 26 年広島市土砂災害に関する被災地・被災者支援活動については広島県に、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による災害に関する被災地・被災者支援活動については広島県及び岡山県に拠点のある非営利の民間団体も対象とします。

- ② 募集開始時点において1年以上の継続的活動実績のある団体

(**特別枠**への応募の場合は不問とします。)

(2)上記(1)①及び②の条件を実質的に満たすものとして当財団が認める団体

注：応募後において(1)①の条件を満たさなくなった場合は直ちに連絡してください。

3. 助成期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間に実施される活動とし、その期間内において完了することとします。(経費の執行についても同一期間内とします。)

4. 助成金

(1) 助成金額

- ・1件あたりの助成金額・・・70万円以下
- ・助成金総額・・・「2019年度公募助成(活動及び研究)」総額で5,000万円程度を予定
※助成活動(助成対象事業)の費用全額を助成金で賄うことができます。(自己資金等は必須ではありません。)

(2) 助成金の使途

助成対象となる活動を行うにあたって、直接的に必要な経費(当該事業に必要なアルバイト代等 person 費を含む)とします。

※団体に日常的にかかる間接経費(人件費、家賃、水道光熱費、通信費等)は助成対象となりません。

※特に人件費については、助成対象事業の活動のために雇用したアルバイト代等を対象としており、**団体メンバーへの日当、謝金は対象外**とします。

※助成期間終了後、費消されていない助成金がある場合は、当財団に返還していただきます。

(3) 助成金の交付

助成決定後、2019年3月下旬にご指定の銀行口座に一括して送金します。

5. その他

- (1) 助成が決定した際には、助成金により活動を実施していくにあたっての取り決め事項に関する「覚書」を当財団との間で締結していただきます。
- (2) 助成が決定した際には、2019年3月下旬に開催する贈呈式にご出席いただきます。
- (3) 採択通知以降、申請した活動が実施できない事態が発生した場合は、助成期間開始までであれば「辞退願」を、助成期間開始後であれば「中止願」を速やかに提出していただきます。
- (4) 採択通知以降、他からの助成が採択された場合は、当財団まで直ちに連絡してください。
- (5) 助成を受けた団体が、宣伝や報告等により助成対象となっている活動について外部に公表を行う場合には、必ず当財団からの助成活動である旨を示してください。
- (6) 助成対象となった活動が終了次第、速やかに定められた様式により活動報告書及び領収書(全ての支出に対して客観的な領収書が必要)など支出を証明する書類を含む会計報告等をしていただきます。(最終締切日：2020年4月2日(木))
(注意：締切日は厳守とし、未提出の場合は助成金を返還していただく場合があります。)
- (7) 2020年夏頃に、活動の内容等を紹介いただく公募助成成果発表会を実施する予定です。その際にご出席いただき、発表を行っていただきます。(各団体2名様を予定)
- (8) 団体名、活動内容等につきましては、当財団の広報誌やホームページ等における公表を含め当財団の業務遂行上必要な範囲内で外部に開示します。
- (9) 助成対象となった活動の遂行中、やむを得ない事情により、その計画を変更しようとする場合には、必ず事前にお知らせください。なお、申請書提出時の計画から大幅に変更となる場合(助成金の使途の大宗が委託費等となる場合)や変更の有無に拘らず所期の目的が達成されない場合には、助成金を返還していただく場合があります。

II 応募手続及び審査

1. 募集期間

2018年10月1日(月)～2018年11月14日(水) (厳守)

2. 申請様式

①	2019年度活動助成申請書(当財団指定のお申込みフォームに必要事項を入力していただきます)
②	団体等の役員名簿(役職、氏名が分かる名簿をワード等の便宜様式で作成し添付してください)
※書類ではお受けできません。	

3. 応募方法、お問合せ先

募集期間に当財団ホームページへご用意のお申込みフォームにパソコンから必要事項を入力の上申請してください。ご不明な点等ございましたらお気軽に事務局までお問合せください。

公益財団法人J R西日本あんしん社会財団 事務局 〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号 T E L : 06-6375-3202 (平日 10:00～17:00) / F A X : 06-6375-3229 E-mail : info@jrw-relief-f.or.jp
--

※お申込みフォームから入力の上申請いただいた内容については、差し替え、返却はいたしませんので、必ずお手元にコピーや入力データを保存するなどし、控えをお取りおきください。

4. 助成決定方法

申請いただいた内容をもとに、当財団の事業審査評価委員会で厳正かつ公正なる審査を行い、2019年2～3月頃の理事会で助成先及び助成金額を決定します。

※必要に応じ申請内容についてお問合せすることがあります。

(事業審査評価委員会 委員)

※2018年8月30日現在

渥美公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
柏木雄次郎	関西福祉科学大学学長補佐・心理科学部教授 学生相談室長
公文啓二	吹田徳洲会病院 副院長・集中治療センター長
白取健治	元西日本旅客鉄道株式会社安全研究所長
土田昭司	関西大学評議員・社会安全学部教授
藤井美和	関西学院大学人間福祉学部教授
行岡秀和	大阪行岡医療大学医療学部学部長 行岡医学研究会行岡病院副院長

5. 審査基準

次の要件を勘案の上、総合的に判断し、選考します。

ア) 当財団が助成を行うのに相応しい活動

イ) 社会的な要請が強い活動

ウ) 独創的、先駆的な活動

エ) 活動の遂行能力

オ) 経費の合理的使用

※特別枠での助成審査においては、災害支援の経験・実績や専門性等も考慮します。

6. 選考結果

選考結果については、決定後直ちに応募者全員に対しお知らせします。

※採否及びその理由についてのお問合せには回答いたしかねます。